

新	旧															
<p>3 - 3 15 備考欄 (1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記載を要する自動車</th> <th>記載事項</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ~ 29. (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>30. 平成17年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数を測定するもの</td> <td>オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定する旨</td> <td>オパシメータ測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能 4 - 50 - 1 性能要件 4 - 50 - 1 - 1 テスタ等による審査 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、及びの基準は、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。4 - 50 - 1 - 1 及び4 - 50 - 1 - 2(1)において同じ。)には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係) [ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制] (略) [軽油、光吸収係数規制] 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、アからエまでのいずれかに該当するものは、別添6-1「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数(以下、4 - 50 及び5 - 50において単に「光吸収係数」という。)が0.80m^{-1}を超えないものであること。 ただし、平成22年9月30日までの間、排出ガス非認証車(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査又は予備検査の場合以外の場合において、別添6-2「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙汚染度(以下、4 - 50 及び5 - 50において単に「黒煙汚染度」という。)が25%を超えないときは、光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないものとみなす。(細目告示第41条第1項第21号関係、細目告示第119条第1項第12号関係) ア 平成19年9月1日(輸入自動車にあっては平成20年8月1日)以降に法第75条第1項の指定又は法第75条の2第1項の一酸化炭素等発散防止装置の指定の申</p>	記載を要する自動車	記載事項	記載例	1. ~ 29. (略)	(略)	(略)	30. 平成17年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数を測定するもの	オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定する旨	オパシメータ測定	<p>3 - 3 15 備考欄 (1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記載を要する自動車</th> <th>記載事項</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ~ 29. (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能 4 - 50 - 1 性能要件 4 - 50 - 1 - 1 テスタ等による審査 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、の基準は、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。4 - 50 - 1 - 1 及び4 - 50 - 1 - 2(1)において同じ。)には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係) [ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制] (略)</p>	記載を要する自動車	記載事項	記載例	1. ~ 29. (略)	(略)	(略)
記載を要する自動車	記載事項	記載例														
1. ~ 29. (略)	(略)	(略)														
30. 平成17年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数を測定するもの	オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定する旨	オパシメータ測定														
記載を要する自動車	記載事項	記載例														
1. ~ 29. (略)	(略)	(略)														

請を行って指定を受けた自動車

イ 平成19年9月1日(輸入自動車にあっては平成20年8月1日)以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)

ウ 平成20年8月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

エ 排出ガス非認証車(黒煙汚染度の規制値が40%又は50%の自動車を除く。)であって、平成19年9月1日(輸入自動車にあっては平成20年8月1日)以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるもの

[軽油、黒煙汚染度規制]

― 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(に規定する自動車を除く。)並びに定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車は、黒煙汚染度が次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規制値を超えないものであること。

ただし、別添6-2「無負荷急速加速黒煙の測定方法」に規定する方法に代えて、原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速に一杯踏み込み最高回転数に達した後ただちに加速ペダルを放したときに排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙を目視により確認する方法によることができる。

なお、当該自動車に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第21号関係、細目告示第119条第1項第12号関係)

自動車の種別	規制値
ア 普通自動車及び小型自動車(に規定する自動車を除く。)	黒煙汚染度25%
イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度40%
ウ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度35%
エ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度30%
オ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度25%

[軽油、無負荷急速加速黒煙規制]

― 軽油を燃料とする自動車のうち4-50-1-2(1)及び の自動車並びに定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車は、別添6「無負荷急速加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷(原動機を無負荷の状態にすることができない構造の自動車にあっては、当該原動機の負荷が最小になる状態)のまま急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが4-50-1-2(1)及び の自動車にあっては25%、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであること。

この場合において、原動機を無負荷のまま急速に一杯踏み込み直ちに加速ペダルを放した場合において、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について目視により確認する。黒煙が基準値を超えるおそれがあると認められたときは、別添6「無負荷急速加速黒煙の測定方法」により測定するものとする。

なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第21号関係、細目告示第119条第1項第12号関係)

自動車の種別	黒煙
ア 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	40%
イ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	35%
ウ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	30%
エ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	25%

4 - 50 - 1 - 2 書面等による審査

(1) ~ (3) (略)

(4) 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車であって、車両総重量が3.5t以下のものは、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定は適用しない。(適用関係告示第28条第81項関係)

4 - 50 - 2 ~ 12 (略)

4 - 50 - 13 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては、平成 22 年 9 月 30 日までの間、排出ガス非認証車(法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査又は予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が 25% を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

また、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区 分					4-50-1-2(1) ア関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係及び 4-50-1-1 関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード別値					ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m ⁻¹)	黒煙汚染度規制値(%)	適用関係告示根拠
		新生産車	継続生産車(排出ガス非認証車輸入自動車を除く)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	40 項

4 - 50 - 1 - 2 書面等による審査

(1) ~ (3) (略)

4 - 50 - 2 ~ 12 (略)

4 - 50 - 13 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区 分					4-50-1-2(1) ア関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード別値					ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠	
		新生産車	継続生産車(排出ガス非認証車輸入自動車を除く)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	40 項

昭54	K	昭4.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上	直噴式	17項	同上	同上	同上	同上	同上
57	N	昭7.1.1	昭7.12.1	昭9.4.1	同上	980	670	380	同上	直噴式	20項	同上	同上	同上	同上	同上
61	Q	昭1.10.1 昭2.10.1	昭2.9.1 昭3.9.1	昭3.4.1 平4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	0.98	同上	MT AT	28項	同上	同上	同上	同上	同上
平2	X	平2.12.1	平3.11.1	平6.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	同上		30項	同上	同上	同上	同上	同上
3	X	平3.11.1	同上	同上	10・15	2.70	0.62	0.72	同上		37項	同上	同上	同上	同上	同上
6	KD	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	0.34		43項	同上	同上	1.62	40	46項
9	KE HA DA WA DB WB DC WC	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上	0.80	25	117項 118項
14	KM HT TF XF LF YF UF ZF	平4.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76項	25	11項	同上	同上	同上
17	ACB ADB AB AB CB CB CB DB DB DB DB	平7.10.1	平9.9.1	平9.9.1	10・15 モード ×0.88 + 11モード ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HCについては NMCとする	105項	同上	同上	同上	同上	同上
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15 モード ×0.75 + J008C モード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項					
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J008H モード ×0.75 + J008C モード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上						

注1～6(略)

昭54	K	昭4.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上	直噴式	17項	同上	同上	同上	同上	同上
57	N	昭7.1.1	昭7.12.1	昭9.4.1	同上	980	670	380	同上	直噴式	20項	同上	同上	同上	同上	同上
61	Q	昭1.10.1 昭2.10.1	昭2.9.1 昭3.9.1	昭3.4.1 平4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	0.98	同上	MT AT	28項	同上	同上	同上	同上	同上
平2	X	平2.12.1	平3.11.1	平5.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	同上		30項	同上	同上	同上	同上	同上
3	X	平3.11.1	同上	同上	10・15	2.70	0.62	0.72	同上		37項	同上	同上	同上	同上	同上
6	KD	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	0.34		43項	同上	同上	40	46項	
9	KE HA DA WA DB WB DC WC	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上	25	同上	
14	KM HT TF XF LF YF UF ZF	平4.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76項	25	11項	同上	同上	
17	ACB ADB AB AB CB CB CB DB DB DB DB	平7.10.1	平9.9.1	平9.9.1	10・15 モード ×0.88 +11モード ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HCについては NMCとする	105項	同上	同上	同上	同上	同上
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15 モード ×0.75 + J008C モード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項					
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J008H モード ×0.75 + J008C モード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上						

注1～6(略)

4 - 50 - 14 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては、平成 22 年 9 月 30 日までの間、排出ガス非認証車(法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査又は予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が 25% を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

また、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自動車

規制年	識別記号	区分			4-50-1-2(1) 関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係及び 4-50-1-1 関係		適用関係告示根拠					
		適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					ディーゼル 4 モード (%)	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m ⁻¹)		黒煙汚染度規制値 (%)				
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考									
なし	なし	昭4.3.31以前	昭6.2.29以前	昭6.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	40項
昭54	K	昭4.4.1	昭6.3.1	昭6.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上	17項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
57	N	昭7.1.1	昭7.12.1	昭9.4.1	同上	980	670	300	同上	20項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
61	Q	昭8.10.1 昭8.10.1	昭8.9.1 昭8.9.1	昭8.4.1 平4.1	10 (g/km) 同上	2.70 2.70	0.62 0.62	1.26 1.26	同上 同上	MT AT	30項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
平3	Q	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km) 同上	2.70	0.62	1.26	同上	30項 31項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
4	Y	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	同上	37項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
6	KD	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34	47項	同上	同上	1.62	40	50項	同上	同上	同上	同上
10	KH	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14	62項	同上	同上	0.80	25	117項	同上	同上	同上	同上

4 - 50 - 14 従前規定の適用

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1 の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自動車

規制年	識別記号	区分			4-50-1-2(1) 関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1 関係		適用関係告示根拠					
		適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					ディーゼル 4 モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考									
なし	なし	昭4.3.31以前	昭6.2.29以前	昭6.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	40項	
昭54	K	昭4.4.1	昭6.3.1	昭6.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上	17項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
57	N	昭7.1.1	昭7.12.1	昭9.4.1	同上	980	670	300	同上	20項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
61	Q	昭8.10.1 昭8.10.1	昭8.9.1 昭8.9.1	昭8.4.1 平4.1	10 (g/km) 同上	2.70 2.70	0.62 0.62	1.26 1.26	同上 同上	MT AT	30項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
平3	Q	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km) 同上	2.70	0.62	1.26	同上	30項 31項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
4	Y	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	同上	37項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
6	KD	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34	47項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	40	46項	同上
10	KH	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14	62項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	25	同上	同上

14	HD													118項
	DK													
	VK													
17	DL													
	VL													
	DM													
14	WM													
	KN	平44.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	0.98	0.24	0.45	0.11	76項	25	11項	同上	同上
	TG													
17	XG													
	LG	平44.10.1	平16.9.1	平16.9.1	10・15モード ×0.88 + 11モード ×0.12 (g/ km)	0.84	0.032	0.20	0.019	HCについては NHCとする	105項			
	YG													
17	UG													
	ZS													
	ACC													
17	AJC													
	ACC	平7.10.1	平9.9.1	平9.9.1	10・15モード ×0.75 + J008Cモード ×0.25 (g/ km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
	AJC													
17	ACC													
	CJC	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード ×0.75 + J008Cモード ×0.25 (g/ km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	111項
	CJC													
17	DCC													
	DCC													
	DCC													
17	DJC													
	DJC													
	DJC													

注1～6(略)

4-50-15 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値を

14	HD													
	DK													
	VK													
17	DL													
	VL													
	DM													
14	WM													
	KN	平44.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	0.98	0.24	0.45	0.11	76項	25	11項	同上	同上
	TG													
17	XG													
	LG	平44.10.1	平16.9.1	平16.9.1	10・15モード ×0.88 + 11モード ×0.12 (g/ km)	0.84	0.032	0.20	0.019	HCについては NHCとする	105項			
	YG													
17	UG													
	ZS													
	ACC													
17	AJC													
	ACC	平7.10.1	平9.9.1	平9.9.1	10・15モード ×0.75 + J008Cモード ×0.25 (g/ km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	111項
	AJC													
17	ACC													
	CJC	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード ×0.75 + J008Cモード ×0.25 (g/ km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	111項
	CJC													
17	DCC													
	DCC													
	DCC													
17	DJC													
	DJC													
	DJC													

注1～6(略)

4-50-15 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

それぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-1の規定の適用にあたっては、平成22年9月30日までの間、排出ガス非認証車(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査又は予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

また、4-50-1-1の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分				4-50-1-2(1) ウ関係						4-50-1(1) 関係		4-50-1-1 関係及び 4-50-1-1 関係		
規制年	識別記号	適用時期		測定モード(単位)	モード別値					ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m ⁻¹)	黒煙汚染度規制値(%)	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車輸入自動車(輸入自動車を除く)		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17項	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式		同上	同上	同上
57	N	昭57.10.	昭58.9.1	昭59.4.1	同上	980	670	390	同上		18項	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式		同上	同上	同上
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	980	670	390	同上		22項	同上	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式		同上	同上	同上
63	S	昭63.12.1	平11.11.1	平13.4.1	0 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		30項	同上	同上	同上
平3	S	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		33項	同上	同上	同上
5	KA	平5.10.1	平6.9.1	平7.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34		43項	同上	同上	46項
9	KE HA DA VA DB VB DC VC	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上	117項 118項
14	KP HW TH	平14.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76項	25	1項	同上

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分				4-50-1-2(1) ウ関係						4-50-1(1) 関係		4-50-1-1 関係			
規制年	識別記号	適用時期		測定モード(単位)	モード別値					ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷加速燃費係数値(%)	適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車輸入自動車(輸入自動車を除く)		CO	HC	NOx	PM	備考						
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17項	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式		同上	同上	同上	同上
57	N	昭57.10.	昭58.9.1	昭59.4.1	同上	980	670	390	同上		18項	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式		同上	同上	同上	同上
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	980	670	390	同上		22項	同上	同上	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式		同上	同上	同上	同上
63	S	昭63.12.1	平11.11.1	平13.4.1	0 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		30項	同上	同上	同上	同上
平3	S	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		33項	同上	同上	同上	同上
5	KA	平5.10.1	平6.9.1	平7.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34		43項	同上	同上	40	46項
9	KE HA DA VA DB VB DC VC	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上	25	同上
14	KP HW TH	平14.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76項	25	1項	同上	同上

XH	LH	YH	UH	ZH																	
17	ACE	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード ×0.88 +11モ ード ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HCに ついて は NHC とす る	105項	同上	同上	同上	同上						
	AJE AKE COE COE CJE	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15 モード ×0.75 + J008C モード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項	同上	同上	同上	同上						
	CKE COE DOE DJE DKE	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J008H モード ×0.75 + J008C モード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上											

注1～4 (略)

4 - 50 - 16 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-1の規定の適用にあたっては、平成22年9月30日までの間、排出ガス非認証車(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査又は予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

XH	LH	YH	UH	ZH																	
17	ACE	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード ×0.88 +11モ ード ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HCに ついて は NHC とす る	105項	同上	同上	同上	同上						
	AJE AKE COE COE CJE	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15 モード ×0.75 + J008C モード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項	同上	同上	同上	同上						
	CKE COE DOE DJE DKE	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J008H モード ×0.75 + J008C モード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上											

注1～4 (略)

4 - 50 - 16 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、4-50-1-1の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード別値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値(m ⁻¹)	黒煙汚染度規制値(%)	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認定車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
		昭和54.3.31以前	昭和55.3.1以前	昭和56.3.31以前												
なし	なし				なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上	直噴式	17項	同上	同上	同上	同上	同上
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1	同上	980	670	380	同上	直噴式	18項	同上	同上	同上	同上	同上
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	980	670	380	同上	直噴式	22項	同上	同上	同上	同上	同上
63	S	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1	同上	980	670	350	同上	直噴式	34項	同上	同上	同上	同上	同上
平5	KB	平5.10.1	平6.9.1	平7.4.1	10-15 (g/km)	2.70	0.62	1.82	0.43		43項	同上	同上	1.62	40	46項 501項
9	KF HB DD VD DE VE DF WF	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.97	0.18	MT	47項	同上	同上	0.80	25	117項 118項
	KJ HE DN WN DP WP DQ VQ	平10.10.1	平11.9.1	同上	同上	2.70	0.62	0.97	0.18		67項	同上	同上	同上	同上	同上
15	KQ HX TJ XJ LJ YJ	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	0.98	0.24	0.68	0.12		76項	25	11項	同上	同上	同上

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード別値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷加速燃費(%)	適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認定車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
		昭和54.3.31以前	昭和55.2.29以前	昭和56.3.31以前													
なし	なし				なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上	直噴式	17項	同上	同上	同上	同上	同上	同上
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1	同上	980	670	380	同上	直噴式	18項	同上	同上	同上	同上	同上	同上
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	980	670	380	同上	直噴式	22項	同上	同上	同上	同上	同上	同上
63	S	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1	同上	980	670	350	同上	直噴式	34項	同上	同上	同上	同上	同上	同上
平5	KB	平5.10.1	平6.9.1	平7.4.1	10-15 (g/km)	2.70	0.62	1.82	0.43		43項	同上	同上	同上	同上	40	46項
9	KF HB DD VD DE VE DF WF	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.97	0.18	MT	47項	同上	同上	同上	同上	25	同上
	KJ HE DN WN DP WP DQ VQ	平10.10.1	平11.9.1	同上	同上	2.70	0.62	0.97	0.18		67項	同上	同上	同上	同上	同上	同上
15	KQ HX TJ XJ LJ YJ	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	0.98	0.24	0.68	0.12		76項	25	11項	同上	同上	同上	同上

17	ACF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード ×0.88 +11モ ード ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HCに ついて は NHCと する	105項	同上	同上	同上	同上				
	ADF	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15 モード ×0.75 + J008C モード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項					同上	同上	同上	同上
	AKF	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J008H モード ×0.75 + J008C モード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上									

注1～4 (略)

4-50-17 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-1の規定の適用にあたっては、平成22年9月30日までの間、排出ガス非認証車(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査又は予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

また、4-50-1-1の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値

17	ACF	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モード ×0.88 +11モ ード ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HCに ついて は NHCと する	105項	同上	同上	同上	同上				
	ADF	平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15 モード ×0.75 + J008C モード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項					同上	同上	同上	同上
	AKF	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J008H モード ×0.75 + J008C モード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上									

注1～4 (略)

4-50-17 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

を超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分				4-50-1-2(1) 工関係						4-50-1-2 (1) 関係		4-50-1-1 関係及び 4-50-1-1 関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値					ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m ⁻¹)	黒煙汚染度規制値 (%)	適用関係告示根拠	
		新生産車	継続生産車	輸入自動車排出ガス非認証車を除く)		排出ガス非認証車	CO	HC	NOx	PM						備考
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	36項
				平18.9.30以前	同上	同上	同上	同上	同上		1項表10号	同上	1項表10号	同上	【注4】	
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980 980	670 670	450 700	同上 同上	直噴式	17項	同上	なし	同上	同上	同上
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1	同上	980 980	670 670	330 700	同上 同上	直噴式	18項	なし	同上	同上	同上	同上
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	980 980	670 670	330 610	同上 同上	直噴式	22項	同上	同上	同上	同上	同上
63	S	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1	同上	980 980	670 670	330 同上	同上 同上	直噴式 従来	25項	同上	同上	同上	同上	同上
平1	U	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1	同上	980 980	670 670	350 520	同上 同上	直噴式	38項	同上	同上	同上	同上	同上
2	W	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1	同上	980 980	670 670	350 520	同上 同上	直噴式	38項	同上	同上	同上	同上	同上
6	KC	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	13 (g/kWh)	9.20 9.20	3.80 3.80	6.80 7.80	0.96 0.96	直噴式	44項	同上	同上	1.62	40	46項
9	KG HC DG VG DH WH DJ WU	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49		68項	同上	同上	0.80	25	117項 118項

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分				4-50-1-2(1) 工関係						4-50-1-2 (1) 関係		4-50 1-1 関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値					ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加減速燃費率 (%)	適用関係告示根拠	
		新生産車	継続生産車	輸入自動車排出ガス非認証車を除く)		排出ガス非認証車	CO	HC	NOx	PM					備考
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	36項
				平18.9.30以前	同上	同上	同上	同上	同上		1項表10号	同上	1項表10号	【注4】	
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980 980	670 670	450 700	同上 同上	直噴式	17項	同上	なし	同上	同上
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1	同上	980 980	670 670	330 700	同上 同上	直噴式	18項	なし	同上	同上	同上
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	980 980	670 670	330 610	同上 同上	直噴式	22項	同上	同上	同上	同上
63	S	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1	同上	980 980	670 670	330 同上	同上 同上	直噴式 従来	25項	同上	同上	同上	同上
平1	U	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1	同上	980 980	670 670	350 520	同上 同上	直噴式	38項	同上	同上	同上	同上
2	W	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1	同上	980 980	670 670	350 520	同上 同上	直噴式	38項	同上	同上	同上	同上
6	KC	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	13 (g/kWh)	9.20 9.20	3.80 3.80	6.80 7.80	0.96 0.96	直噴式	44項	同上	同上	40	50項 56項
9	KG HC DG VG DH WH DJ WU	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49		68項	同上	同上	25	同上

15	KR TK XK LK YK UK ZK	平 15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車両総 重量 12t以下	77項	25	11項	同上	同上	同上	同上	同上		
	なし			平18. 10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	77項 84項 【注5】表1号	なし	81項	同上	【注4】	同上			【注4】	—
17	ACF ADF AFJ AKF COF CFJ CKF DGF DDF DJF DKF	平 17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モ ード× 0.88+11 モード× 0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HCに ついては MHCとす る	105項	25		同上	25	同上	25	—		
	なし			平 19.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	なし	81項	同上	【注4】	同上	同上			—	—
	ACF ADF AFJ AKF COF CFJ CKF DGF DDF DJF DKF	平 20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モ ード× 0.75 + J08Cモ ード× 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	111項	25	同上	25	同上			25	—
	なし			平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	なし	81項	同上	【注4】	同上	同上				
ACF ADF AFJ AKF COF CFJ CKF DGF DDF DJF DKF	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	J08Hモ ード× 0.75 + J08Cモ ード× 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上		25	同上	25	同上	25	—			
なし			平 25.3.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	なし	81項	同上	【注4】	同上	同上			【注4】	—	

注1～3 (略)

4 排出ガス非認証車の黒煙汚染度規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

5 (略)

4-50-18 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成17年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-1の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分		4-50-1-2(1) 関係							4-50-1-2 (1) 関係		4-50-1-1 関係及び 4-50-1-1 関係						
規制年	識別記号	適用時期				測定モード (単位)	モード規制値					ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m ⁻¹)	黒煙汚染度規制値 (%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車排出ガス非認証車を除く)	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考						
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	平18.9.30以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	36項
なし	なし	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	平18.9.30以前	同上	同上	同上	同上	同上	1項表10号	同上	なし	同上	同上	【注4】	
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1		6 (ppm)	980	670	450	同上	17項	同上	なし	同上	同上	同上	同上
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1		同上	980	670	390	同上	18項	同上	同上	同上	同上	同上	同上

注1～3 (略)

4 排出ガス非認証車の無負荷急加速黒煙規制値の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

5 (略)

4-50-18 従前規定の適用

軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、車両総重量が12t以下であるものについては平成17年10月1日以降に車両総重量が12tを超えるものにあつては平成16年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制値、4-50-1-2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分		4-50-1-2(1) 関係							4-50-1-2 (1) 関係		4-50-1-1 関係					
規制年	識別記号	適用時期				測定モード (単位)	モード規制値					ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車排出ガス非認証車を除く)	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	平18.9.30以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	36項
なし	なし	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	平18.9.30以前	同上	同上	同上	同上	同上	1項表10号	同上	なし	同上	【注4】	
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1		6 (ppm)	980	670	450	同上	17項	同上	なし	同上	同上	同上
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1		同上	980	670	390	同上	18項	同上	同上	同上	同上	同上

58	P	昭58.8.1 昭59.7.1	昭60.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	22項	同上	同上	同上	同上	同上	980	670	390	同上	直噴式	22項	同上	同上	同上	同上	
					990	670	610	同上																		直噴式
平1	U	平1.10.1 平2.9.1	平3.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	27項	同上	同上	同上	同上	同上	980	670	390	同上	直噴式	27項	同上	同上	同上	同上	
					990	670	610	同上																		直噴式
2	W	平2.10.1 平3.9.1	平4.4.1	同上	980	670	360	同上	直噴式	38項	同上	同上	同上	同上	同上	980	670	360	同上	直噴式	38項	同上	同上	同上	同上	
					990	670	520	同上																		直噴式
6	KC	平6.10.1 平7.9.1	平8.4.1	同上	13	9.20	3.80	6.80	0.96	直噴式	48項	同上	同上	1.62	40	50項 56項	9.20	3.80	6.80	0.96	直噴式	48項	同上	同上	40	50項 56項
					(g/kWh)	9.20	3.80	7.80	0.96																	
10	KK HF DR WR DS VS DT WT	平10.10.1 平11.9.1	平12.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車載重量2t以下	68項	同上	同上	0.80	25	117項 118項	9.20	3.80	5.80	0.49	車載重量2t以下	68項	同上	同上	25	同上	
11	KL HM DJ WU DV WW DV WW	平11.10.1 平12.9.1	平13.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車載重量12t超	69項	同上	同上	同上	同上	同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車載重量12t超	69項	同上	同上	同上	同上	
15	KR HY TL XL LL YL UL ZL PA VA PB VB FC VC PD VD FE VE PF VF PG VG PH VH	平15.10.1 平16.9.1	平16.9.1	同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車載重量2t以下	77項	25	11項	同上	同上	同上	同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車載重量2t以下	77項	25	11項	同上	同上
58	P	昭58.8.1 昭59.7.1	昭60.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	22項	同上	同上	同上	同上	同上	980	670	390	同上	直噴式	22項	同上	同上	同上	同上	
					990	670	610	同上																		直噴式
平1	U	平1.10.1 平2.9.1	平3.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	27項	同上	同上	同上	同上	同上	980	670	390	同上	直噴式	27項	同上	同上	同上	同上	
					990	670	610	同上																		直噴式
2	W	平2.10.1 平3.9.1	平4.4.1	同上	980	670	360	同上	直噴式	38項	同上	同上	同上	同上	同上	980	670	360	同上	直噴式	38項	同上	同上	同上	同上	
					990	670	520	同上																		直噴式
6	KC	平6.10.1 平7.9.1	平8.4.1	同上	13	9.20	3.80	6.80	0.96	直噴式	48項	同上	同上	1.62	40	50項 56項	9.20	3.80	6.80	0.96	直噴式	48項	同上	同上	40	50項 56項
					(g/kWh)	9.20	3.80	7.80	0.96																	
10	KK HF DR WR DS VS DT WT	平10.10.1 平11.9.1	平12.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車載重量2t以下	68項	同上	同上	0.80	25	117項 118項	9.20	3.80	5.80	0.49	車載重量2t以下	68項	同上	同上	25	同上	
11	KL HM DJ WU DV WW DV WW	平11.10.1 平12.9.1	平13.4.1	同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車載重量12t超	69項	同上	同上	同上	同上	同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車載重量12t超	69項	同上	同上	同上	同上	
15	KR HY TL XL LL YL UL ZL PA VA PB VB FC VC PD VD FE VE PF VF PG VG PH VH	平15.10.1 平16.9.1	平16.9.1	同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車載重量2t以下	77項	25	11項	同上	同上	同上	同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車載重量2t以下	77項	25	11項	同上	同上

	なし			平18.10 .1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上 77項 84項 表1号	同上 77項 84項 表1号	同上 84項 表2号	同上	【注4】	同上		なし			平18.10 .1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上 77項 84項 表1号	同上 77項 84項 表1号	同上 84項 表2号	【注4】	同上
16	KS	平 16.10.1	平 17.9.1	平17.9.1	同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車 重 量 12t 超	同上 77項 表1号	同上 77項 表1号	同上 84項 表2号	同上	25	同上	16	KS	平 16.10.1	平 17.9.1	平17.9.1	同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車 重 量 12t 超	同上 77項 表1号	同上 77項 表1号	同上 84項 表2号	25	同上
	HZ																															
	TM																															
	XI																															
	LM																															
	YM																															
	UM																															
	ZI																															
	PJ																															
	VJ																															
	PK																															
	VK																															
	PL																															
	VL																															
	PM																															
	VM																															
	PN																															
WN																																
PP																																
VP																																
PQ																																
VQ																																
PR																																
VR																																
なし				平18.10 .1	同上	同上	同上	同上	同上	同上 77項 84項 表1号	同上 77項 84項 表1号	同上 84項 表2号	同上	【注4】	同上		なし			平18.10 .1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上 77項 84項 表1号	同上 77項 84項 表1号	同上 84項 表2号	【注4】	同上	

17	ACG																				17	ACG																			
	ADG																						ADG																		
	AJG																						AJG																		
	AKG																						AKG																		
	BCG																						BCG																		
	BDG																						BDG																		
	BJG																						BJG																		
	BKG																						BKG																		
	CCG																						CCG																		
	CJG																						CJG																		
	CKG	平	平	平																			CKG	平	平	平															
	DCG	17.10.1	19.9.1	19.9.1																			DCG	17.10.1	19.9.1	19.9.1															
	DDG																						DDG																		
	DJG																						DJG																		
	DKG																						DKG																		
	NDG																						NDG																		
	NCG																						NCG																		
CCG																					CCG																				
CDG																					CDG																				
CEG																					CEG																				
CFG																					CFG																				
PDG																					PDG																				
PGG																					PGG																				
PJG																					PJG																				
PKG																					PKG																				
	なし			平19.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	84項表1号【注5】	同上	84項表2号【注6】	同上	同上	25	同上			なし			平19.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	84項表1号【注5】	同上	84項表2号【注6】	同上	同上	25	同上			

注 1 ~ 3 (略)

4 排出ガス非認証車の黒煙汚染度規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

5、6 (略)

4 - 50 - 19 ~ 24 (略)

4 - 50 - 25 従前規定の適用²¹

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が19kW以上 37kW未満である原動機を備えたものであって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成19年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表²¹の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1__の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4 - 50 - 1 - 2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

注 1 ~ 3 (略)

4 排出ガス非認証車の無負荷急加速黒煙規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す

5、6 (略)

4 - 50 - 19 ~ 24 (略)

4 - 50 - 25 従前規定の適用²¹

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が19kW以上 37kW未満である原動機を備えたものであって、平成20年8月31日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成19年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表²¹の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1__の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4 - 50 - 1 - 2(1)の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4 - 50 - 1 - 2(1)の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 21 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW以上 37kW未満のもの）

区 分		4-50-1-2(1) A関係							4-50-1-2 (1) 関係		4-50-1-1 __関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値					適用関係 告示根拠	ディーゼル モード (%)	適用関係 告示根拠	黒煙汚染 度規制値 (%)	適用関係 告示根拠	
		新 型 生産車	継続生産 車・排出 ガス非認 証車(輸 入自動車 を除く)	輸 入 自動車		CO	HC	NO _x	PM	備考						
					(略)											

- 注 1 モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 2 排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 3 (略)

4-50-26 従前規定の適用 22

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 37kW以上 56kW未満である原動機を備えたものであって、平成 21 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 22 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1__の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2(1) の規定の適用にあたってはディーゼルモードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 22 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 37kW以上 56kW未満のもの）

区 分		4-50-1-2(1) A関係							4-50-1-2 (1) 関係		4-50-1-1 __関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値					適用関係 告示根拠	ディーゼル モード (%)	適用関係 告示根拠	黒煙汚染 度規制値 (%)	適用関係 告示根拠	
		新 型 生産車	継続生産 車・排出 ガス非認 証車(輸 入自動車 を除く)	輸 入 自動車		CO	HC	NO _x	PM	備考						
					(略)											

- 注 1 モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 2 排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 3 (略)

適用表 21 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW以上 37kW未満のもの）

区 分		4-50-1-2(1) A関係							4-50-1-2 (1) 関係		4-50-1-1 __関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値					適用関係 告示根拠	ディーゼル モード (%)	適用関係 告示根拠	無負荷 急加速 黒煙規 制値 (%)	適用関係 告示根拠	
		新 型 生産車	継続生産 車・排出 ガス非認 証車(輸 入自動車 を除く)	輸 入 自動車		CO	HC	NO _x	PM	備考						
					(略)											

- 注 1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 3 (略)

4-50-26 従前規定の適用 22

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 37kW以上 56kW未満である原動機を備えたものであって、平成 21 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 22 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1__の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2(1) の規定の適用にあたってはディーゼルモードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 22 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 37kW以上 56kW未満のもの）

区 分		4-50-1-2(1) A関係							4-50-1-2 (1) 関係		4-50-1-1 __関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値					適用関係 告示根拠	ディーゼル モード (%)	適用関係 告示根拠	無負荷 急加速 黒煙規 制値 (%)	適用関係 告示根拠	
		新 型 生産車	継続生産 車・排出 ガス非認 証車(輸 入自動車 を除く)	輸 入 自動車		CO	HC	NO _x	PM	備考						
					(略)											

- 注 1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 3 (略)

4 - 50 - 27 従前規定の適用²³

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 56kW以上 75kW未満である原動機を備えたものであって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表²³の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1__の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表²³ 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力 56kW以上 75kW未満のもの)

区 分		4-50-1-2(1) 関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1__関係									
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値												
		新生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	ディーゼル 8 モード(%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値(%)	適用関係告示根拠			
					(略)													

- 注 1 モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 2 排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 3 (略)

4 - 50 - 28 従前規定の適用²⁴

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 75kW以上 130kW未満である原動機を備えた自動車であって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表²⁴の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1__の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

4 - 50 - 27 従前規定の適用²³

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 56kW以上 75kW未満である原動機を備えたものであって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表²³の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1__の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表²³ 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力 56kW以上 75kW未満のもの)

区 分		4-50-1-2(2) 関係					4-50-1-2(1) 関係		4-50-1-1__関係									
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値												
		新生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	ディーゼル 8 モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠			
					(略)													

- 注 1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 3 (略)

4 - 50 - 28 従前規定の適用²⁴

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 75kW以上 130kW未満である原動機を備えた自動車であって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表²⁴の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4 - 50 - 1 - 1__の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4 - 50 - 1 - 2 (1) の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 24 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 75kW以上 130kW未満のもの）

区 分		4-50-1-2(1) 工関係					4-50-1-2 (1) 関係		4-50 1-1 関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値					適用関係告示根拠	ディーゼル 8 モード (%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値 (%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
					(略)											

- 注 1 モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 2 排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 3 (略)

4-50-29 従前規定の適用 25

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 130kW以上 560kW未満である原動機を備えたものであって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 18 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 25 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1__の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 25 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 130kW以上 560kW未満のもの）

区 分		4-50-1-2(1) 工関係					4-50-1-2 (1) 関係		4-50 1-1 関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値					適用関係告示根拠	ディーゼル 8 モード (%)	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値 (%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
					(略)											

- 注 1 モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 2 排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 3 (略)

適用表 24 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 75kW以上 130kW未満のもの）

区 分		4-50-1-2(1) 工関係					4-50-1-2 (1) 関係		4-50 1-1 関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値					適用関係告示根拠	ディーゼル 8 モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
					(略)											

- 注 1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 3 (略)

4-50-29 従前規定の適用 25

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 130kW以上 560kW未満である原動機を備えたものであって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 18 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表 25 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1__の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1) の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2(1) の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表 25 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 130kW以上 560kW未満のもの）

区 分		4-50-1-2(1) 工関係					4-50-1-2 (1) 関係		4-50 1-1 関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値					適用関係告示根拠	ディーゼル 8 モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
					(略)											

- 注 1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 3 (略)

4 - 50 - 30 ~ 31 (略)

5 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

5 - 50 - 1 性能要件(テスト等による審査)

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、及びの基準は、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第197条第1項関係)

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

(略)

[軽油、光吸収係数規制]

軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、アからエまでのいずれかに該当するものは、光吸収係数が 0.80m^{-1} を超えないものであること。

ただし、平成22年9月30日までの間、黒煙汚染度を測定した場合に黒煙汚染度が25%を超えないときは、光吸収係数が 0.80m^{-1} を超えないものとみなす。

ア 平成19年9月1日(輸入自動車にあっては平成20年8月1日)以降に法第75条第1項の指定又は法第75条の2第1項の一酸化炭素等発散防止装置の指定の申請を行って指定を受けた自動車

イ 平成19年9月1日(輸入自動車にあっては平成20年8月1日)以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)

ウ 平成20年8月1日以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車

エ 排出ガス非認証車(黒煙汚染度の規制値が40%又は50%の自動車を除く。)であって、平成19年9月1日(輸入自動車にあっては平成20年8月1日)以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるもの

[軽油、黒煙汚染度規制]

軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(に規定する自動車を除く。)並びに定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車は、黒煙汚染度が次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規制値を超えないものであること。

ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表のスクリーニング値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、別添6-2「無負荷急速加速黒煙の測定方法」に規定する方法に代えて、原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速に一杯踏み込み最高回転数に達した後ただちに加速ペダルを放したときに排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙を目視により確認する方法によることができる。

なお、当該自動車に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

4 - 50 - 30 ~ 31 (略)

5 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

5 - 50 - 1 性能要件(テスト等による審査)

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第197条第1項関係)

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

(略)

[軽油、無負荷急速加速黒煙規制]

軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車〔二輪自動車(側車付二輪車を含む。)を除く。〕並びに定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車は、別添6「無負荷急速加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷(原動機を無負荷の状態にすることができない構造の自動車にあっては、当該原動機の負荷が最小になる状態)のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが普通自動車及び小型自動車にあっては25%以下、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであること。

この場合において、原動機を無負荷のまま急速に加速ペダルを一杯踏み込み、直ちに加速ペダルを放した場合において、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について目視により確認する。黒煙が基準値を超えるおそれがあると認められたときは、別添6「無負荷急速加速黒煙の測定方法」により測定するものとする。

なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号

に係る規制値に基づき判定するものとする。

自動車の種別	規制値	スクリーニング値
ア 普通自動車及び小型自動車(に規定する自動車を除く。)	黒煙による汚染度25%	光吸収係数 0.80 m ⁻¹
イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度40%	光吸収係数 1.62 m ⁻¹
ウ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度35%	光吸収係数 1.27 m ⁻¹
エ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度30%	光吸収係数 1.01 m ⁻¹
オ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度25%	光吸収係数 0.80 m ⁻¹

自動車の種別	黒煙
ア 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	40%
イ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	35%
ウ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	30%
エ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	25%

5 - 50 - 2 ~ 4 (略)

別表1(2-7関係)

審査の実施の方法

検査の種別	審査の実施方法	
新規検査及び予備検査	一 (略)	
	二 装置に関する審査(その一) 次の表の上欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)までに掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。	
	(1)~(5) (略)	(略)
	(6) 自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度	黒煙測定器
	(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ
(8)~(11) (略)	(略)	
(略)	三~六 (略)	
(略)	(略)	

5 - 50 - 2 ~ 4 (略)

別表1(2-7関係)

審査の実施の方法

検査の種別	審査の実施方法	
新規検査及び予備検査	一 (略)	
	二 装置に関する審査(その一) 次の表の上欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(9)及び(10)に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)及び(6)から(8)までに掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。	
	(1)~(5) (略)	(略)
	(6) 自動車から排出される黒煙の汚染度	黒煙測定器
	(7)~(10) (略)	(略)
(略)	三~六 (略)	
(略)	(略)	

別添 6-1 (4-50-1-1、5-50-1 関係)

無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法

1. 適用範囲

この技術基準は、軽油を燃料とする自動車は無負荷急加速させた時に発生する排出ガスの光吸収係数の測定に適用する。

2. オパシメータの状態

オパシメータは、使用開始前に十分に暖機し、1日1回以上校正を行ったうえで使用すること。なお、排出ガスを採取する前に、プローブ（オパシメータの排出ガス採取部）に滞留した黒煙その他の排出ガスの光吸収係数に影響を及ぼす物質の掃気を行うこととする。

3. 自動車の状態

3.1 自動車は停止状態とし、十分に暖機されていることとする。この場合において、暖機が不十分である自動車にあっては、原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速に一杯踏み込み最高回転数に達した後ただちに加速ペダルを放して無負荷運転に至る操作を2回又は3回繰り返すこと等により、測定前に暖機を行うこととする。

3.2 変速機の位置は中立とし、原動機を無負荷の状態とする。この場合において、原動機を無負荷の状態とすることができない構造のものにあっては、付属装置（油圧ポンプ等）による原動機の負荷の一部を切り離すこと等により原動機の負荷を最小にして測定することができる。

4. 排出ガスの光吸収係数の測定

4.1 プローブの挿入

排出ガスの光吸収係数は、自動車の排気管内にプローブを排気管出口径の3倍以上6倍以下の長さまで挿入して測定する。ただし、プローブを排気管出口径の3倍以上6倍以下の長さまで挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。

4.2 自動車の運転条件

4.2.1 無負荷運転を5～6秒行う。

4.2.2 加速ペダルを急速に一杯まで踏み込み、踏み込み始めてから2秒間持続した後、加速ペダルを放す。ただし、原動機の回転数を自動で測定することができる機能を有するオパシメータを使用して排出ガスの光吸収係数を測定する場合にあっては、加速ペダルの踏み込みから最高回転数に達するまでの間、加速ペダルを踏み込めばよいものとする。

4.3 排出ガスの採取時期

排出ガスの採取は、4.2.2において加速ペダルを踏み込み始めた時から5秒が経過するまでの間行うこととする。

4.4 採取された排出ガスの光吸収係数の測定方法

4.4.1 4.3により排出ガスをオパシメータ内に流入させている間における当該排出ガスの光吸収係数の最大値を測定する。

4.4.2 4.4.1の規定による測定の結果、測定値が、次の表の左欄に掲げる値に応じ同表右欄に掲げる値（以下「閾値」という。）以下である場合には、当該測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

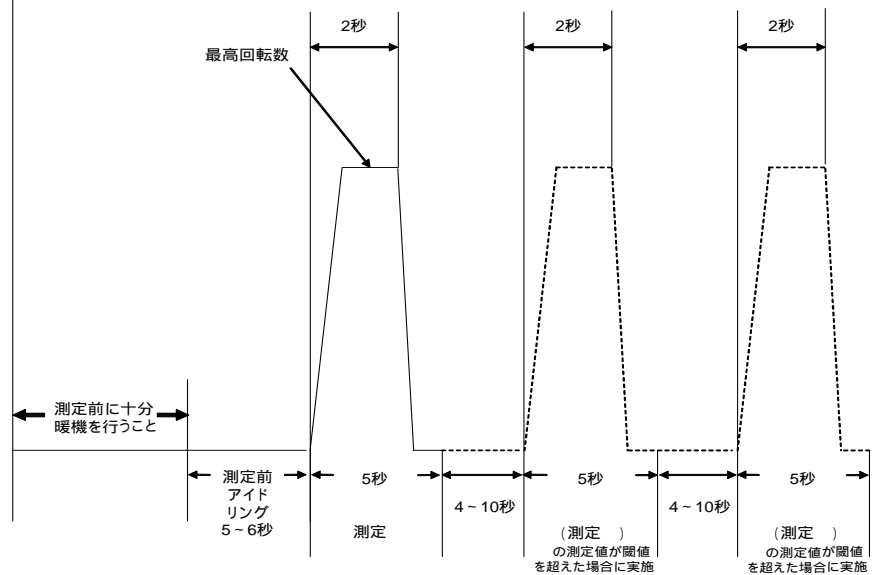
規制値又はスクリーニング値	閾値
光吸収係数0.80m ⁻¹	光吸収係数0.64m ⁻¹
光吸収係数1.01m ⁻¹	光吸収係数0.80m ⁻¹
光吸収係数1.27m ⁻¹	光吸収係数1.01m ⁻¹
光吸収係数1.62m ⁻¹	光吸収係数1.29m ⁻¹
光吸収係数2.76m ⁻¹	光吸収係数2.20m ⁻¹

4.4.3 4.2.2の測定値が閾値を超える場合には、4秒以上10秒以下の間隔において再度測定を行い、その測定値が閾値以下である場合には、当該測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

4.4.4 4.4.3の測定値が閾値を超える場合には、4秒以上10秒以下の間隔において再度測定を行い、これら3回の測定値を平均した値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

4.4.5 排出ガスの光吸収係数を算出するに当たっては、測定値(4.4.4の規定により算出する平均値を含む。)に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

(参考図)



別添 6-2 (4-50-1-1、5-50-1 関係)
無負荷急加速黒煙の測定方法
(略)

附 則 (平成 19 年 8 月 31 日検査法人規程第 38 号)
この規定は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

別添 6 (4-50-1-1、5-50-1 関係)
無負荷急加速黒煙の測定方法
(略)